

輸入青果物検疫要綱（昭和62年 4 月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達）新旧対照表

改 正 後	現 行
（検査の場所） 第 6 検査を行う場所は、当該青果物が輸入された規則第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第 1 に掲げる港の区域をいう。）内若しくは港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下第13を除き同じ。）が定めて公表した区域をいう。）内又は当該青果物が輸入された規則<u>第 6 条第 2 号及び第 3 号</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。	（検査の場所） 第 6 検査を行う場所は、当該青果物が輸入された規則第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第 1 に掲げる港の区域をいう。）内若しくは港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下第13を除き同じ。）が定めて公表した区域をいう。）内又は当該青果物が輸入された規則<u>第 6 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。